

(別添書類第10号)

事前の事業間調整の経過の要領及びその結果を

記載した書類

(別添書類第10号) 事前の事業間調整の経過の要領及びその結果を記載した書類

本書類は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第14条第2項第11号で規定される「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第12条第5項の規定により調整の申出があったときは、当該調整の経過の要領及びその結果を記載した書類」である。

事前の事業間調整を行うにあたり、同法第12条第1項の規定に基づき平成28年10月17日に事業概要書を、事業所管大臣に送付した。また、同法第12条第2項の規定に基づき、平成28年10月17日付け大阪府公報への掲載を実施し、平成28年10月17日から平成28年11月15日までを事業概要書の縦覧期間とし、縦覧期間満了の日を事業間調整の申出期限とした。

その結果、他の事業者から事業の共同化や事業区域の調整などの申し出はなかった。以下に事業概要書を縦覧した際の資料、縦覧結果を公表した資料を添付する。

大阪府告示第1716号

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により、事業概要書を作成し、国土交通大臣に送付したので、次のとおり公告する。

当該事業概要書については、次の6のとおり一般の縦覧に供する。

なお、事業区域又はこれに近接する地下において法第4条各号に掲げる事業を施行し、又は施行しようとする者は、事業の共同化、事業区域の調整その他必要な調整を、次の7のとおり申し出ることができる。

平成28年10月17日

大阪府知事 松井 一郎

- 1 事業者の名称
大阪府知事
- 2 事業の種類
一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業
- 3 事業区域の概要
 - (1) 大阪市都島区中野五丁目及び都島本通二丁目
延長約0.3キロメートル、土かぶり約71メートル
 - (2) 大阪市城東区野江三丁目、野江四丁目、成育二丁目、成育三丁目、成育四丁目及び閑目二丁目
延長約1.4キロメートル、土かぶり約69メートルから約70メートルまで
 - (3) 大阪市城東区古市一丁目
延長約0.5キロメートル、土かぶり約65メートルから約69メートルまで
- 4 使用の開始の予定時期及び期間
法第21条第1項の規定による告示の日から5の事業に係る施設が3の事業区域に存続する限り
- 5 事業計画の概要
 - (1) 事業名
一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業
 - (2) 計画延長
約14.3キロメートル
 - (3) 計画高水流量
毎秒250立方メートル
- 6 事業概要書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所
ア 大阪市中央区大手前三丁目2番12号

大阪府都市整備部河川室河川整備課
大阪府城東区東中浜四丁目 6 番35号
大阪府寝屋川水系改修工営所
大阪府都島区中野町二丁目16番20号
大阪府都島区役所
大阪府城東区中央三丁目 5 番45号
大阪府城東区役所
大阪府鶴見区横堤五丁目 4 番19号
大阪府鶴見区役所

(2) 期間

平成28年10月17日（月）から同年11月15日（火）まで

(3) 時間

(1) アにあつては午前9時から午後6時まで、(1)イにあつては午前9時から午後5時45分まで、(1)ウ、エ及びオにあつては午前9時から午後5時30分（平成28年10月28日（金））にあつては、午後7時）まで

7 申出方法、申出期限及び申出先

(1) 申出方法

申出書（様式は問わない。）及び法第12条第1項に規定する事業概要書に準じた資料を郵送し、又は持参する。

(2) 申出期限

平成28年11月15日（火）午後6時

ただし、郵送により行う場合には、同日必着とする。

(3) 申出先

〒540-0008 大阪府中央区大手前三丁目 2 番12号
(TEL (06) 6943-9024)

大阪府都市整備部河川室河川整備課

事業概要書

河整 第 1661 号

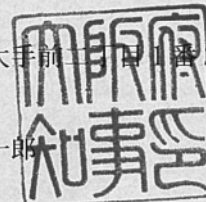
平成28年10月17日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

事業者 大阪府大阪市中央区大手前二丁目1番22号

大阪府

上記代表者 大阪府知事 松井 一朗



大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第12条第1項の規定により、事業概要書を送付します。

1. 事業者の名称：大阪府知事

2. 事業の種類：一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業

3. 事業区域の概要：

事業区域①（延長：約0.3km 土被り：約7.1m）

○おおさかしみやこじまく なかのちよう大阪市都島区中野町五丁目・みやこじまほんどおり都島本通二丁目

（寝屋川北部地下放水路ポンプ場～（主）市道赤川天王寺線（都島本通交差点））

事業区域②（延長：約1.4km 土被り：約6.9m～7.0m）

○おおさかしじょうとうく のえ大阪市城東区野江三丁目・のえ野江四丁目・せいいく成育三丁目・せいいく成育二丁目・せきめ関目一丁目・せきめ関目二丁目

（市道片町野江森小路線（野江4交差点）～城北川取水施設）

事業区域③（延長：約0.5km 土被り：約6.5m～6.9m）

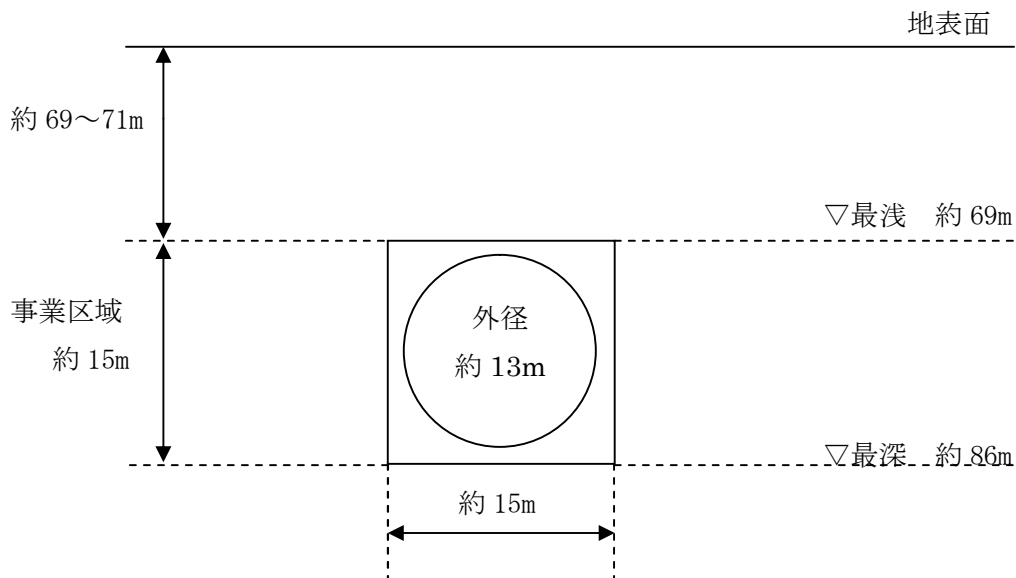
○おおさかしじょうとうくふるいち大阪市城東区古市一丁目

（城北川取水施設～国道479号（花博記念公園西口交差点））

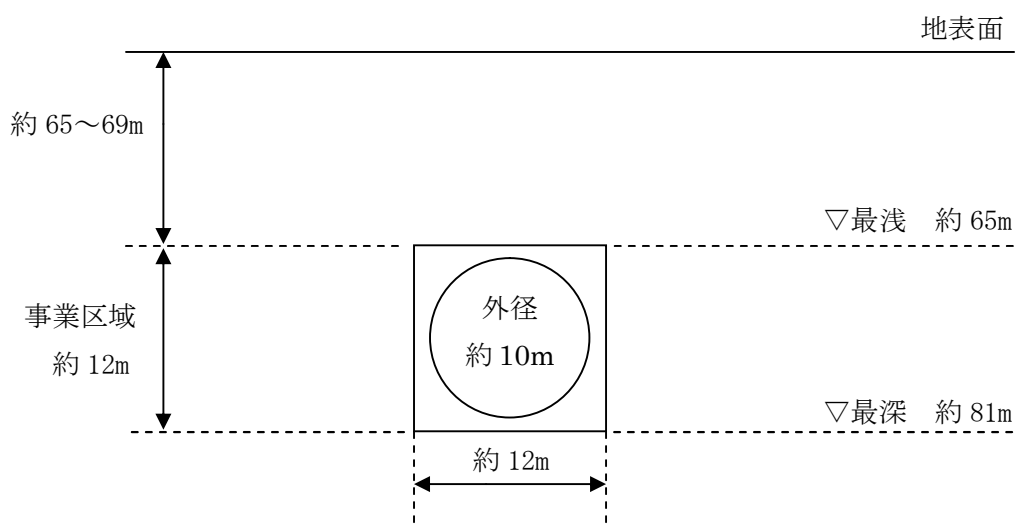
【事業区域の標準部イメージ】

事業区域①寝屋川北部地下放水路ポンプ場～（主）市道赤川天王寺線（都島本通交差点）

事業区域②市道片町野江森小路線（野江4交差点）～城北川取水施設



事業区域③城北川取水施設～国道479号（花博記念公園西口交差点）



※6. 事業概要図 を参照

4. 使用の開始の予定時期及び期間 権利取得の時期より施設の存続する限り。

(3) 計画位置・区間

大阪府大阪市都島区中野町五丁目～大阪府寝屋川市讃良東町

(事業区域①：大阪府大阪市都島区中野町五丁目～大阪府大阪市都島区都島本通二丁目)

(事業区域②：大阪府大阪市城東区野江三丁目～大阪府大阪市城東区関目二丁目)

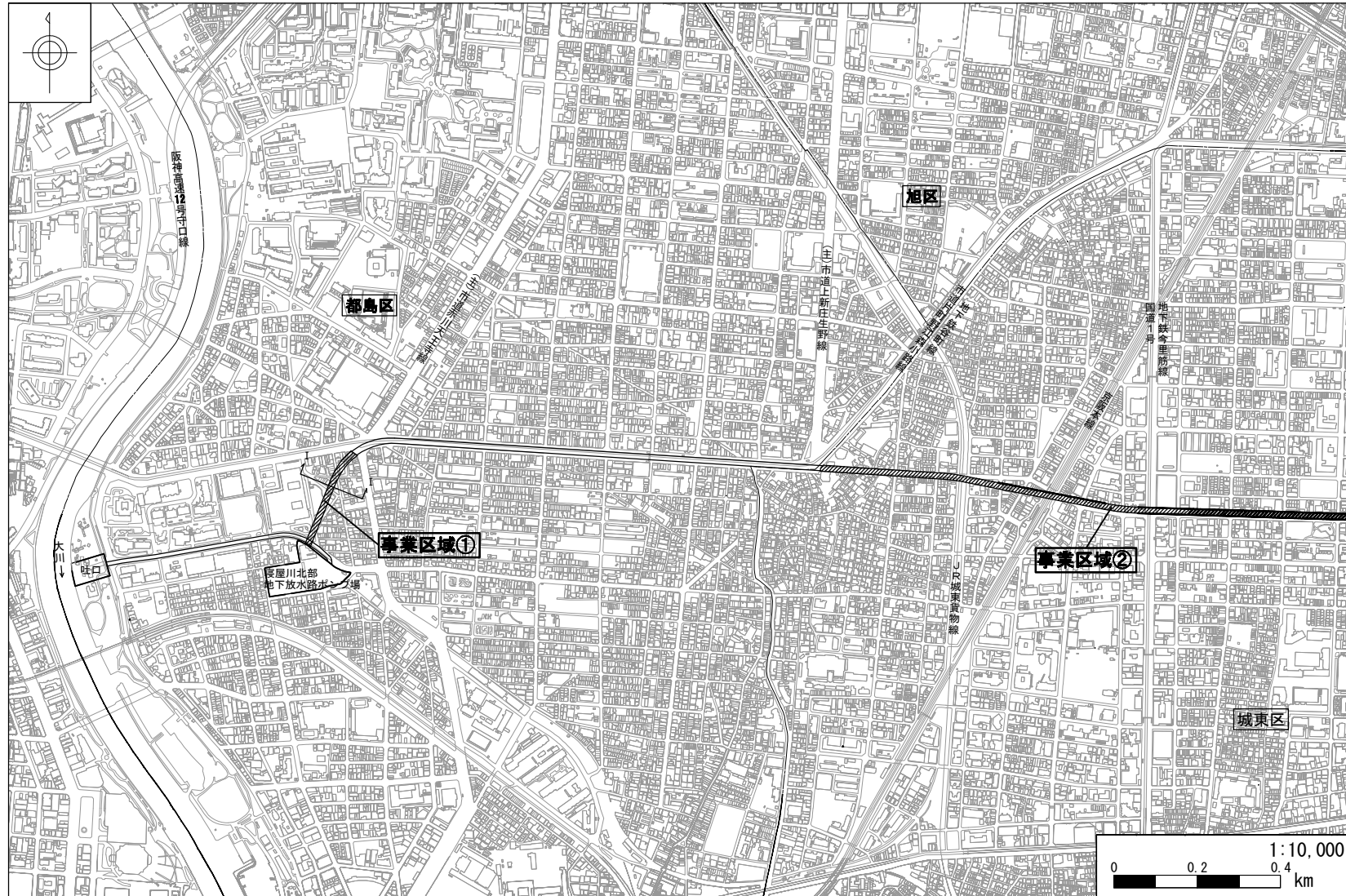
(事業区域③：大阪府大阪市城東区古市一丁目)

(4) 施設概要

1. 計画延長 : 約 1 4 . 3 k m
2. 計画高水流量 : 2 5 0 m³/秒
3. 最小曲線半径 : 1 0 0 m
4. 最急縦断勾配 : 約 1 / 3 7

6. 事業概要図

- (1) 平面図
- (2) 縦断図
- (3) 横断図



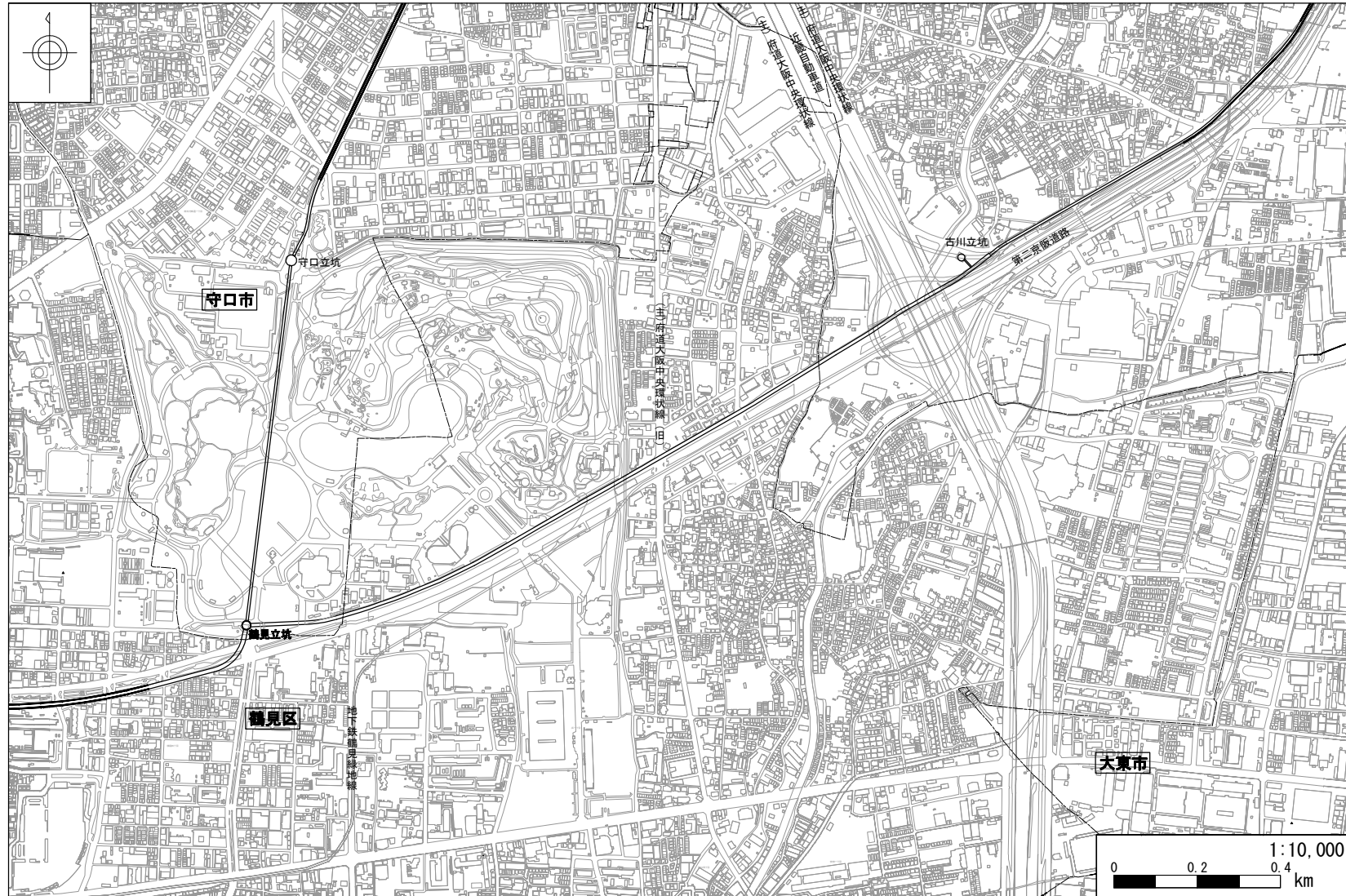
※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
※ 本図に示す路線の計画範囲及び事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
※ 本図は用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
※ 本図の地形図は、航空写真に基づき作成したものであり、多少の誤差や現在の建物の立地状況と合致していない点があります。



凡例

- 地下河川の計画範囲
- ▨ 事業区域の概ねの位置

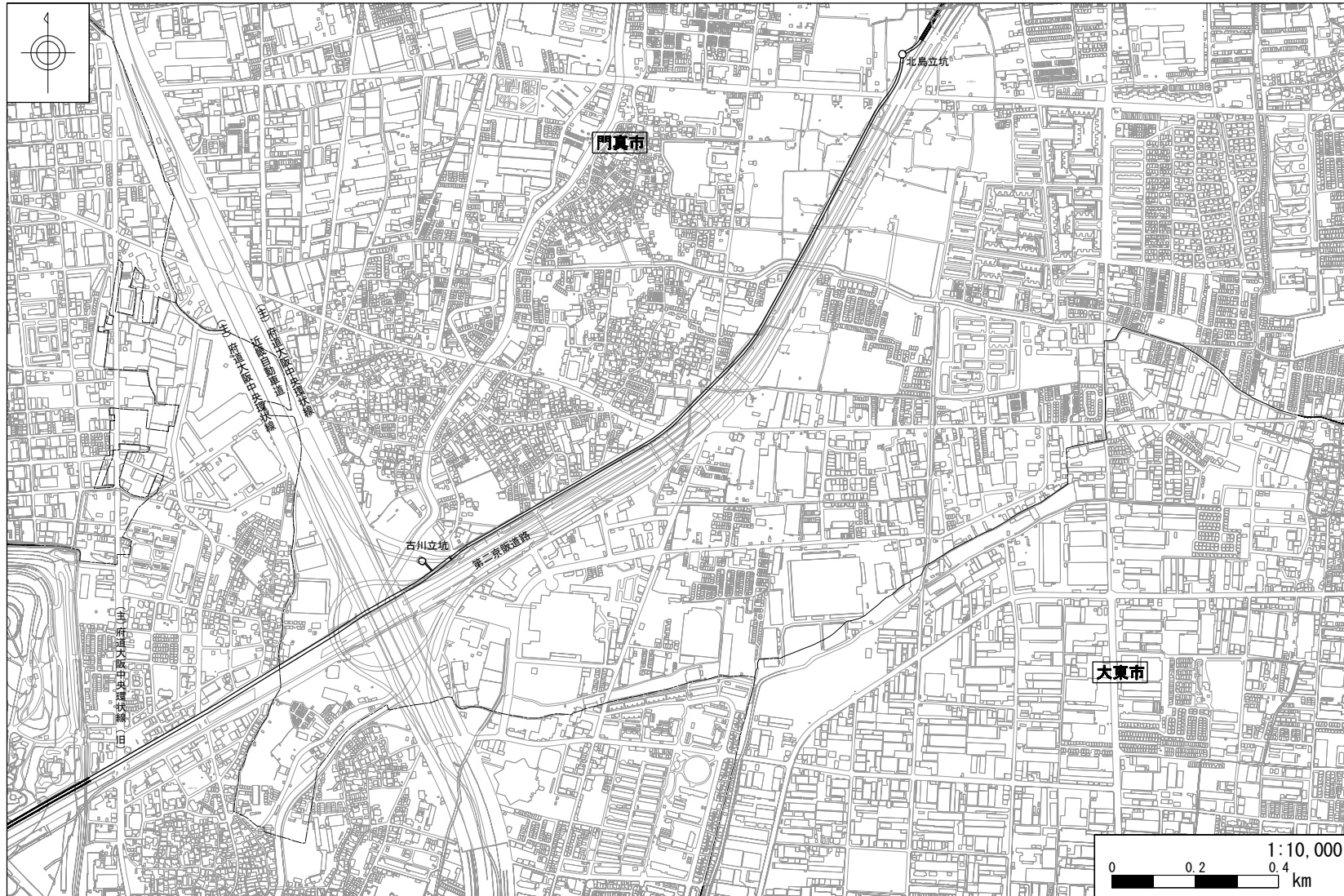
- ※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す路線の計画範囲及び事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 本図の地形図は、航空写真に基づき作成したものであり、多少の誤差や現在の建物の立地状況と合致していない点があります。




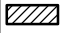
凡例

- 地下河川の計画範囲
- ▨ 事業区域の概ねの位置

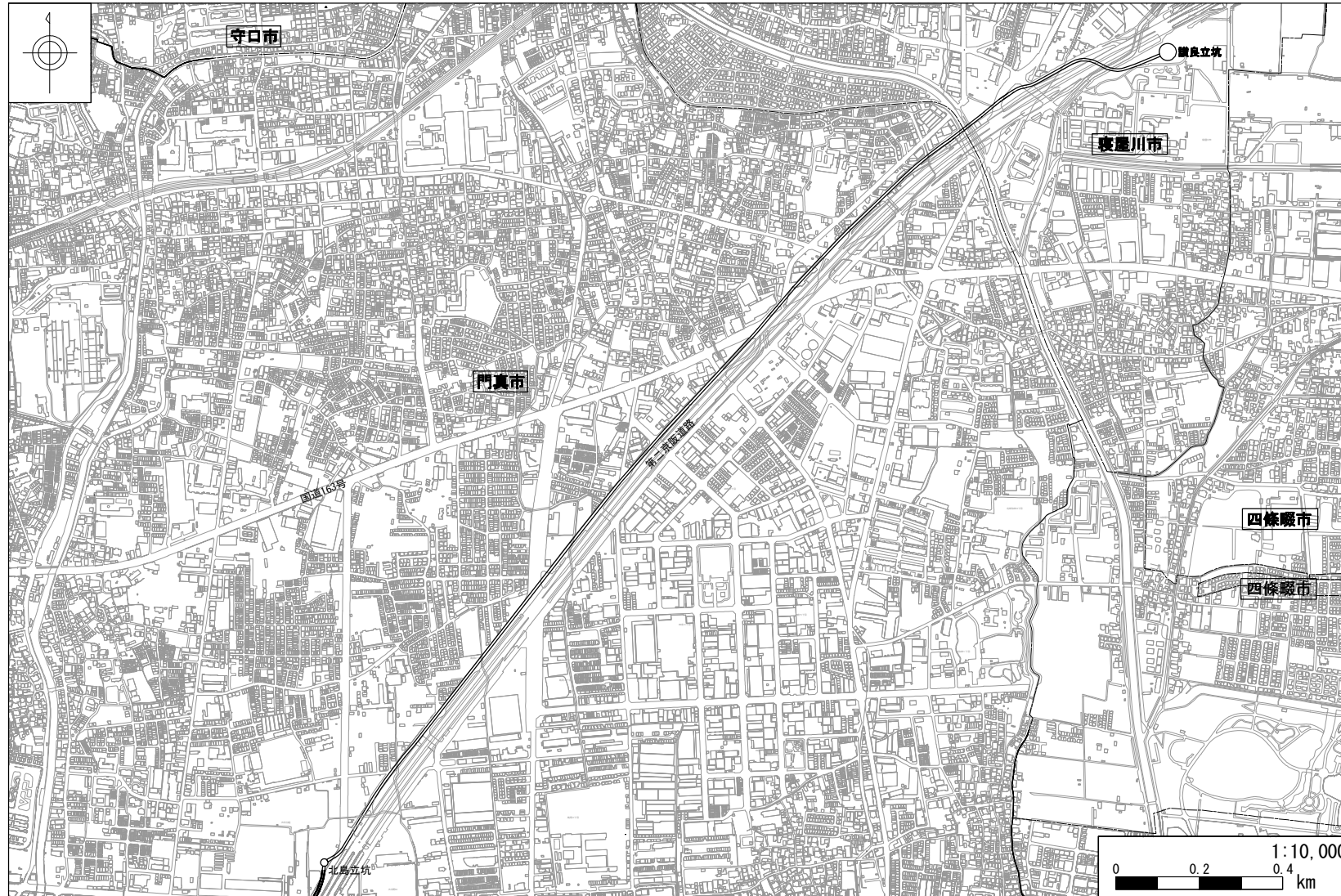
- ※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す路線の計画範囲及び事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 本図の地形図は、航空写真に基づき作成したものであり、多少の誤差や現在の建物の立地状況と合致していない点があります。



凡例

	地下河川の計画範囲
	事業区域の概ねの位置

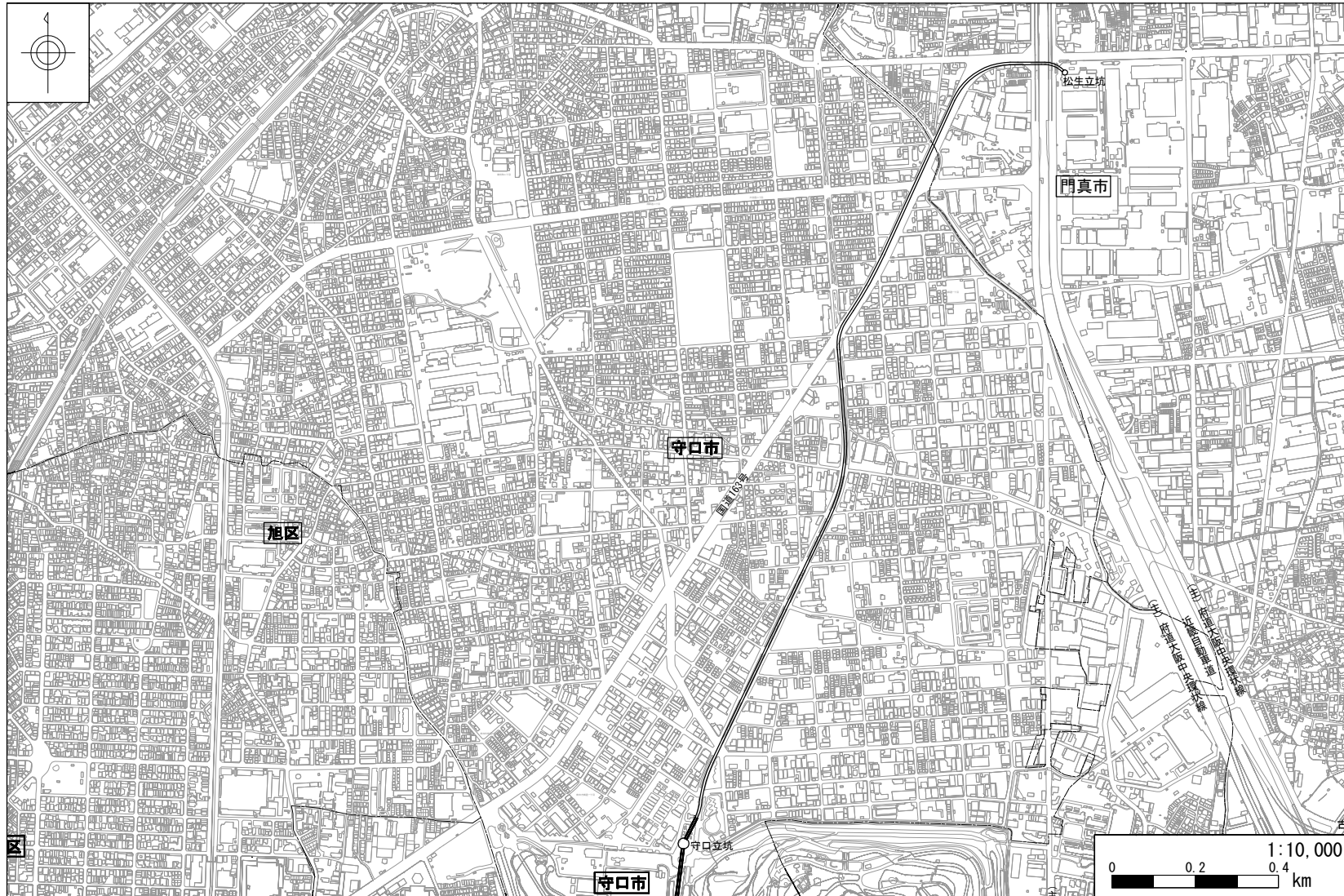
- ※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す路線の計画範囲及び事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 本図の地形図は、航空写真に基づき作成したものであり、多少の誤差や現在の建物の立地状況と合致していない点があります。




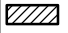
凡例

	地下河川の計画範囲
	事業区域の概ねの位置

- ※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す路線の計画範囲及び事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 本図の地形図は、航空写真に基づき作成したものであり、多少の誤差や現在の建物の立地状況と合致していない点があります。



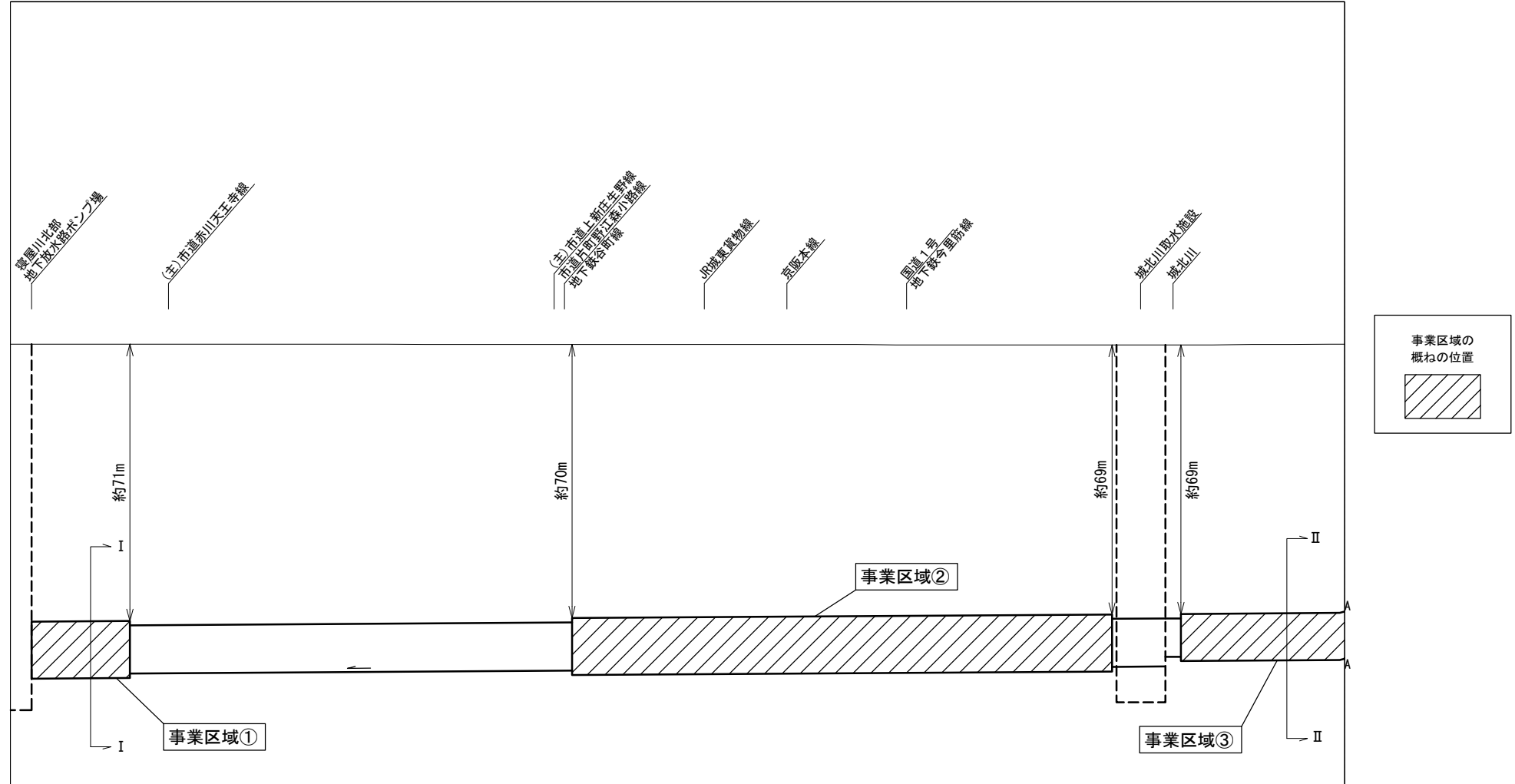
凡例

	地下河川の計画範囲
	事業区域の概ねの位置

- ※ 本図は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す路線の計画範囲及び事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 本図の地形図は、航空写真に基づき作成したものであり、多少の誤差や現在の建物の立地状況と合致していない点があります。

(2) 縦断図 (V=1:1,000 , H=1:10,000)

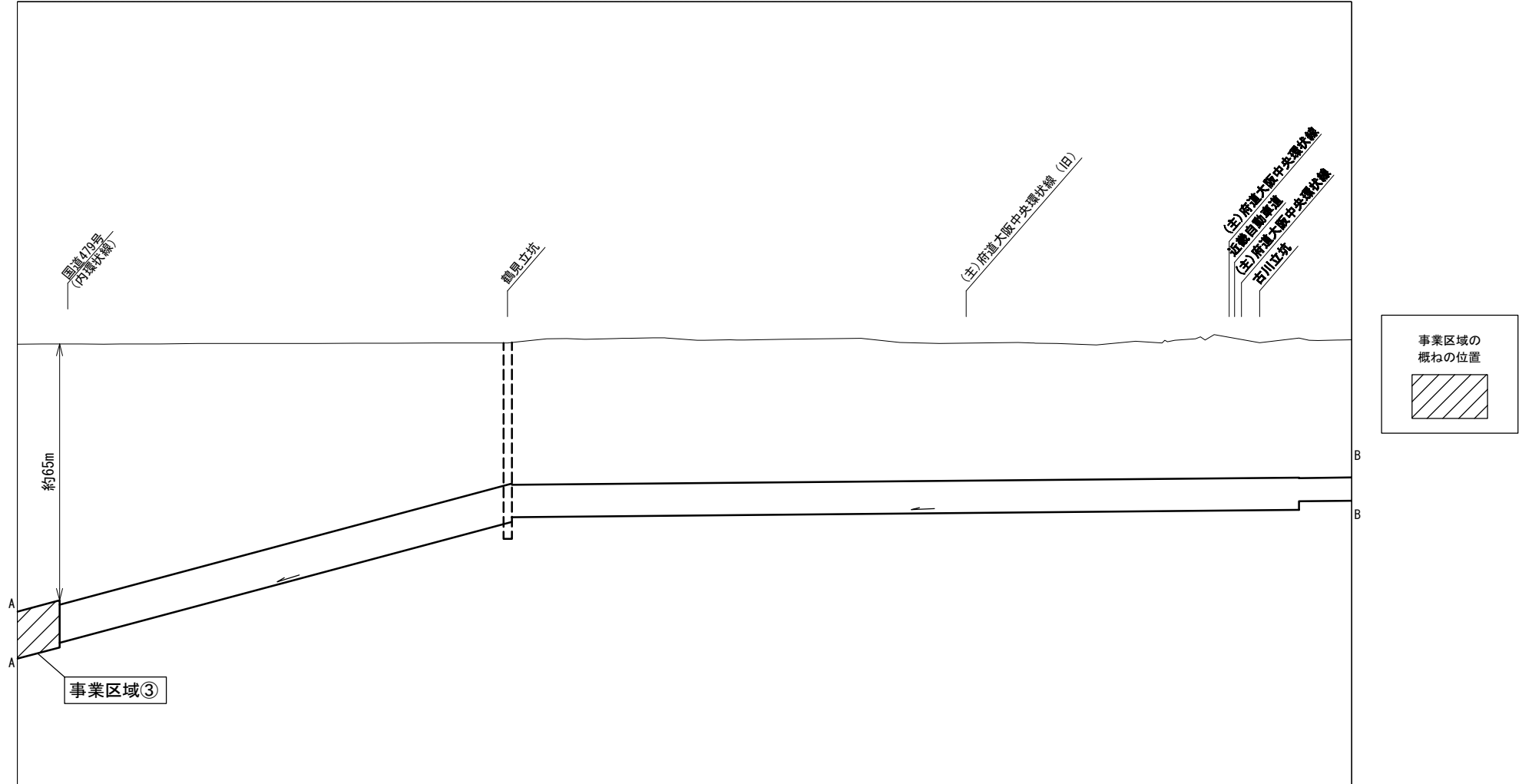
①寝屋川北部地下放水路ポンプ場～讃良立杭 (1/4)



- ※ 本図は大深度地下の公的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 地表面は、航空写真に基づき作成した地形図及び過去の測量図によるものであり、多少の誤差や現在の地形状況と合致していない点があります。

(2) 縦断図 (V=1:1,000 , H=1:10,000)

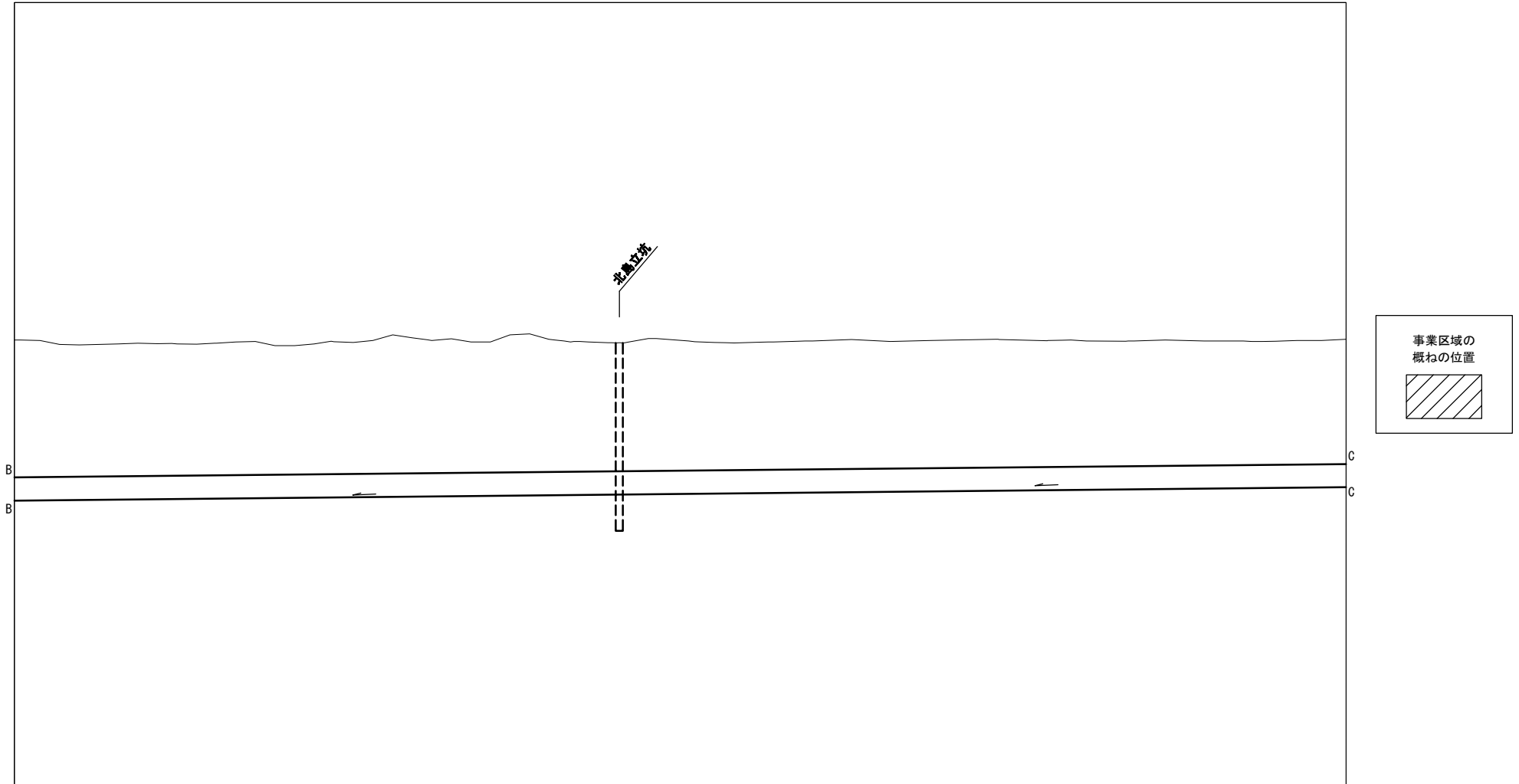
①寝屋川北部地下放水路ポンプ場～讚良立杭 (2/4)



- ※ 本図は大深度地下の公的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 地表面は、航空写真に基づき作成した地形図及び過去の測量図によるものであり、多少の誤差や現在の地形状況と合致していない点があります。

(2) 縦断図 (V=1:1,000 , H=1:10,000)

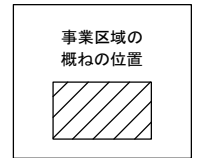
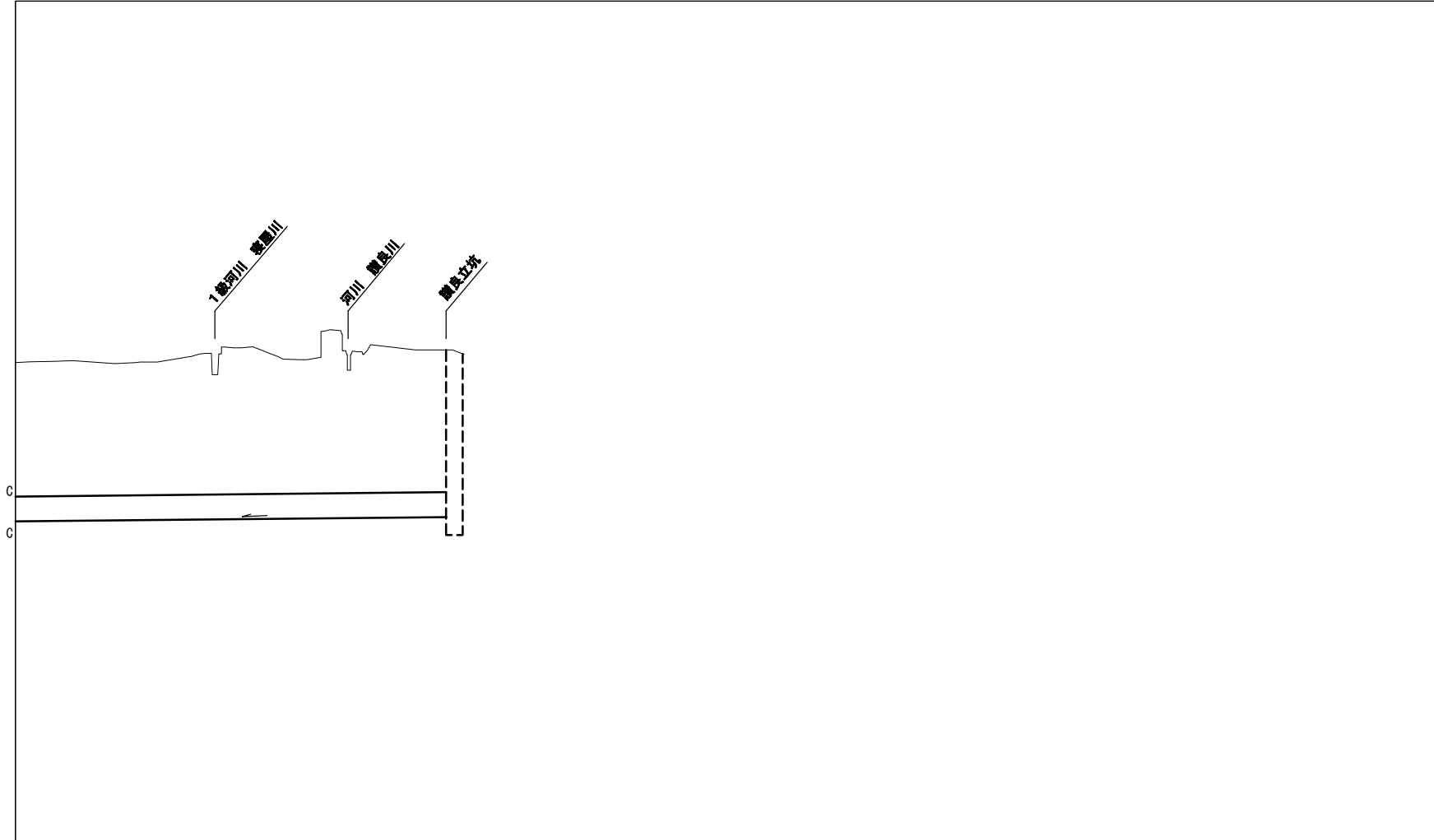
①寝屋川北部地下放水路ポンプ場～讀良立杭 (3/4)



- ※ 本図は大深度地下の公的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 地表面は、航空写真に基づき作成した地形図及び過去の測量図によるものであり、多少の誤差や現在の地形状況と合致していない点があります。

(2) 縦断図 (V=1:1,000 , H=1:10,000)

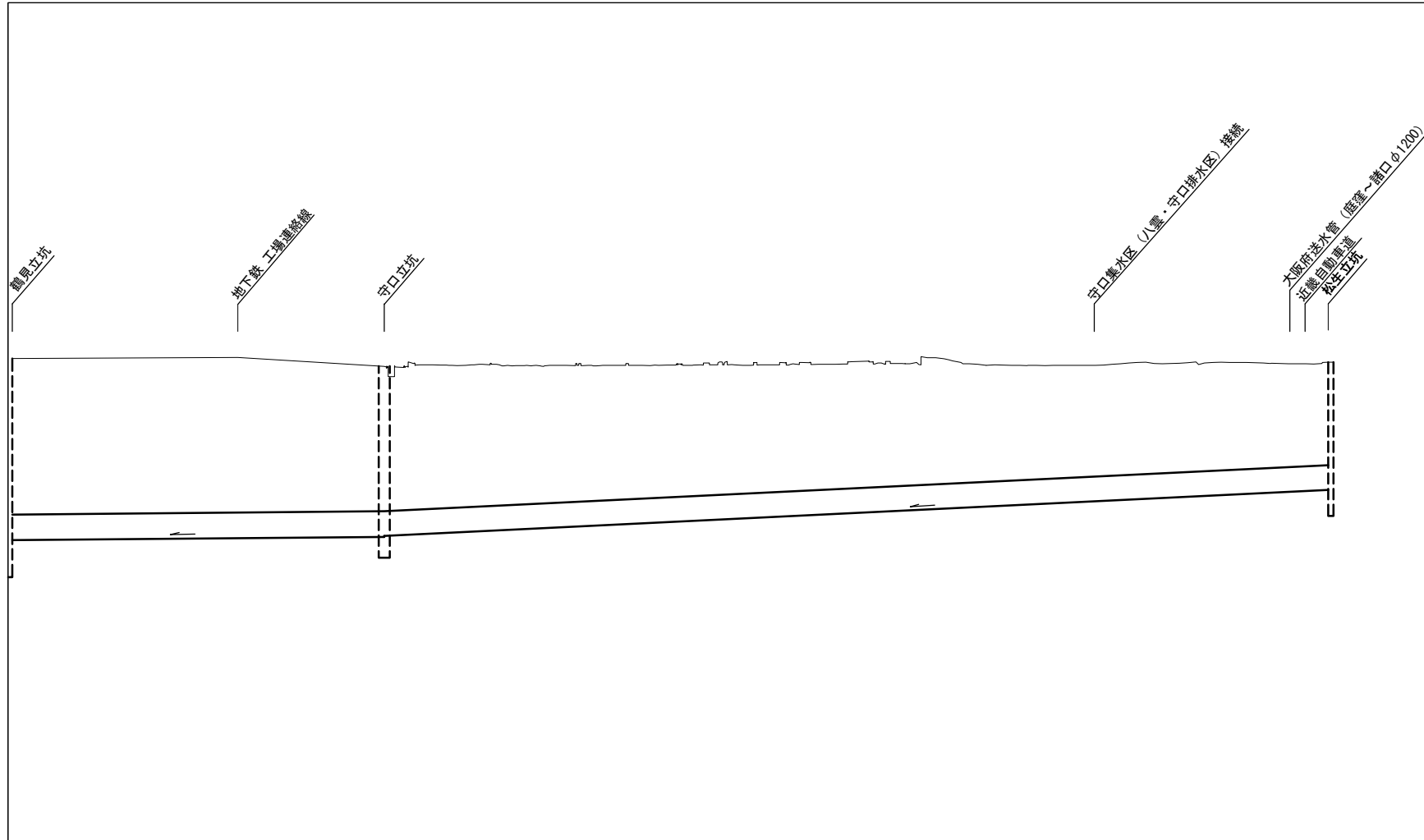
①寝屋川北部地下放水路ポンプ場～讀良立杭 (4/4)



- ※ 本図は大深度地下の公的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 地表面は、航空写真に基づき作成した地形図及び過去の測量図によるものであり、多少の誤差や現在の地形状況と合致していない点があります。

(2) 縦断図 (V=1:1,000 , H=1:10,000)

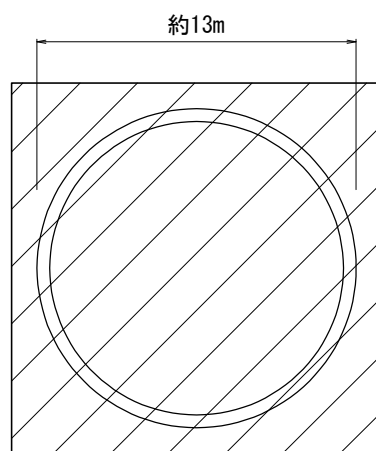
②鶴見立坑～松生立坑 (1/1)



- ※ 本図は大深度地下の公的使用に関する特別措置法第2条第3項の事業区域の概ねの位置を網掛けで表示したものです。
- ※ 本図に示す事業区域は概ねの位置であり、詳細については今後検討してまいります。
- ※ 本図は用地買収の区域、区分地上権設定の区域を示すものではありません。
- ※ 地表面は、航空写真に基づき作成した地形図及び過去の測量図によるものであり、多少の誤差や現在の地形状況と合致していない点があります。

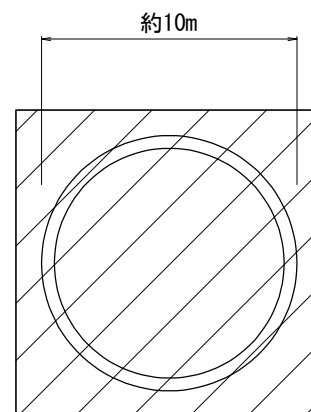
(3) 横断面 (標準部) (S=1/200)

I - I 断面




寝屋川北部地下河川

II - II 断面



寝屋川北部地下河川

 : 事業区域の概ねの位置

※この断面は、平面図および縦断面における

I - I ・ II - II 断面を示しております。

河整 第 1836 号

平成28年11月21日

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課課長補佐 様

国土交通省 都市局 都市政策課課長補佐 様

国土交通省 近畿地方整備局 建政部 計画管理課長 様

大阪府都市整備部

河川室河川整備課長

大深度地下の使用に関する事前の事業間調整の申出結果について（報告）

（一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業）

一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業の大深度区間について、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第12条第2項に基づき、事業者（鉄道、電気、ガス、通信など公共の利益となる事業）を対象に事業の共同化や事業区域の調整など事前の事業間調整を行うため、平成28年10月17日から平成28年11月15日の間、事業概要書を縦覧しました。

その結果、縦覧期間満了の日までに同条第5項に基づく事業者から事業の共同化や事業区域の調整などの申出はありませんでしたので、報告します。

【問い合わせ先】

○大阪府 都市整備部 河川室 河川整備課 大塚・奥野

TEL 06-6944-7591

○大阪府 都市整備部 寝屋川水系改修工営所 工務課 矢野・安岡・岡本

TEL 06-6962-7664

報道発表資料

[大阪府トップ](#) > [報道発表資料](#) > [詳細](#)

寝屋川北部地下河川 大深度地下の使用に関する事業間調整の手続きの完了について

代表連絡先	都市整備部 河川室河川整備課 都市河川グループ ダイヤルイン番号:06-6944-7591 メールアドレス:kasen-g24@sbox.pref.osaka.lg.jp
-------	---

提供日	2016年11月28日
提供時間	14時0分
内容	<p>大阪府では、寝屋川流域において、総合治水対策の一環として、寝屋川北部地下河川の整備を進めています。既に完成している古川調節池・北島調節池・門真調節池については20万m³の雨水が貯留できる貯留施設として暫定的に供用し、現在、守口調節池の工事を進めています。</p> <p>また、事業未着手区間である都島調節池・鶴見調節池については、全国で初めて河川事業を大深度地下で実施することとし、事業の実施にあたって、大阪府河川構造物等審議会に「大深度地下使用検討部会」を設置し、学識経験者の意見を踏まえながら検討を進めてきたところです。</p> <p>※大深度地下とは・・・地下室の建設のための利用が通常行われない深さ(地下40m以深)、または建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ(支持地盤上面から10m以深)のうちいずれか深い方の深さの地下です。</p> <p>この度、「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」に基づき、寝屋川北部地下河川の大深度区間について、事業者(鉄道、電気、ガス、通信など公共の利益となる事業)を対象に、事業の共同化や事業区域の調整など事業間調整を行うため、平成28年10月17日(月曜日)から11月15日(火曜日)までの間、事業概要書を縦覧いたしました。(大阪府告示第1716号)</p> <p>※事業概要書とは・・・事業計画の概要や、概ねの事業区域(使用权を設定する区域)を示したものです。事業区域又はこれに近接する地下において、事業間調整が必要な事業者は、事業概要書の縦覧期間満了の日までに申し出ることとなっています。</p> <p>事業概要書を縦覧した結果、縦覧期間満了の日までに事業者から事業の共同化や事業区域の調整などの申出はありませんでした。</p> <p>この結果を踏まえ、「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」に基づく「事前の事業間調整」の手続きを終了しましたのでお知らせします。</p> <p>今後、大深度地下の使用について国と協議して参ります。</p>
関連ホームページ	大阪府河川構造物等審議会「大深度地下使用検討部会」
	寝屋川北部地下河川
資料提供ID	25815

[報道発表資料のトップへ](#) [ページの先頭へ](#)